

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行

(当日が休日、その翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日をも定める規則(建築課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- 一 予定道路に係る建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に關する特例の許可申請手数料は、十五万円とすることとした。
- 二 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る許可申請手数料の額を次のとおり引き上げることとした。

2

開発区域の面積が一ヘクタール以上の場合における開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を二千二百円(現行千四百円)に引き上げることとした。

三 施行期日

この規則は、平成五年六月二十五日から施行することとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	七千円	一万円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	一万七千円	二万四千元
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	三万五千元	五万二千元
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合	七万円	九万八千元
一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合	十万円	十六万円
三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	十四万円	二十二万円
六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合	十七万円	二十七万円
十ヘクタール以上	二十四万円	三十八万円

規 則

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成五年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例（平成五年三月鳥取県条例第十五号）の施行期日は、平成五年六月二十五日とする。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九十三号の五を第九十三号の六とし、第九十三号の四の

次に次の一号を加える。

百九十三の五 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 十五万円

別表第九十五号(一)中「自己」を「自己」に、「若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設」を「の建築」に改め、同号(二)中「(一)以外」を「その他」に改め、同号中(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(一) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合 一万円

〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール

未満の場合 二万四千元

〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール

未満の場合 五万二千元

〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満

の場合 九万八千元

一ヘクタール以上三ヘクタール未満の場合

合 十六万円

三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合

合 二十二万円

六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合

合 二十七万円

十ヘクタール以上の場合 三十八万円

別表第二百号を次のように改める。

二百 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

(一) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が一ヘクタール未満のものである場合 千四百円

(二) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が一ヘクタール以上のものである場合 二千二百円

(三) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(一)及び(二)以外のものである場合 一万四千円

附 則

この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。